平成２９年（フ）第１３４１号
名古屋市中川区西中島２丁目401番地　サンなかしま２棟310号
債務者　山田志津子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８０号
長崎県諫早市八天町３番２―406号　ＯＭビル
債務者　小畑信太郎
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
島根県出雲市天神町323番地　サンアパート西
債務者　今若商店こと　今若美代子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第２４０号
高知市宝町６番14号
債務者　矢野　潤明
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７９号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目３番13号
債務者　宮原　陽子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
山形県米沢市太田町５丁目１番10号　県営太田町アパート３号333号室
債務者　倉田　一樹
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第８３０号
埼玉県上尾市大字平方4315番地７
債務者　柳　　昭弘
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９０６号
さいたま市緑区大字中尾552番地８　ラジュニールＶ　201、旧住所さいたま市緑区東浦和３丁目17番地12　ワコーレ東浦和Ⅱ211号室
債務者　若林　栄治
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５７号
埼玉県川口市大字赤井1297番地の24
債務者　近藤　竜雄
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８９号
埼玉県北本市栄７番地２―15―303
債務者　堀　　恭敏
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４１号
新潟県長岡市寺泊郷本355番地１
債務者　笠原　良修
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
三重県松阪市五反田町２丁目1153番地５　カーサイヌイＢ号室
債務者　小杉　貴幸
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第１２５号
岡山県倉敷市真備町上二万2250番地３
債務者　田淵　泰宏
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
静岡県浜松市中区住吉４丁目７番12号　住吉グリーンハイツ101号
債務者　河本　小縫
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３１３号
静岡県浜松市浜北区高畑364番地の２ライフイン・ルミナス102号、住民票上の住所静岡県浜松市北区初生町340番地の９メディオ初生弐番館104
債務者　小川　晃史
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３４４号
静岡県浜松市南区飯田町659番地の２グリーンアベニュー101号
債務者　杉山万亀子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係